

Vol
197

分配原資って何？ ～分配金の支払い余力を知るヒント～

先日、「運用報告書に載っている『分配原資』の見方を教えて欲しい」というお問い合わせをいただきました。分配金がこれからも支払われるのか気になったそうです。そこで今回の「こよみ」では、聞いたことのない人も多いかもしれない「分配原資」を取り上げたいと思います。

分配原資が分かると、分配金に対する理解が深まります。



分配金は「分配原資の範囲内」で支払い可能

口座に分配金が振り込まれることを楽しみにしている方も多いと思います。分配金は、運用会社が決めています、無制限に分配していいわけではありません。なぜなら、「分配原資」の範囲内でしか分配金を支払うことは認められていないからです。

分配原資は、運用会社が1年または半年毎に作成する運用報告書に載っている「分配原資の内訳」で確認することができます。具体的には、前期の「翌期繰越分配対象額」と、「当期の収益」の合計が、その期の分配原資になります。そして、お問い合わせをいただいた方も、「分配ができるのか」「分配金の水準は維持されるのか」を知るために、これを確認されているようです。

●運用報告書の「分配原資の内訳」のイメージ

(単位:円、1万口当たり、税込み)

項目	第191期 2024年10月1日～ 2024年10月31日	第192期 2024年11月1日～ 2024年11月30日	第193期 2024年12月1日～ 2024年12月31日	第194期 2025年1月1日～ 2025年1月31日	第195期 2025年2月1日～ 2025年2月28日	第196期 2025年3月1日～ 2025年3月31日
当期分配金 (対基準価額比率)	30 0.528%	30 0.533%	30 0.517%	30 0.522%	30 0.533%	30 0.532%
当期の収益	17	20	23	16	16	21
当期の収益以外	13	10	7	14	14	9
翌期繰越分配対象額	1,017	1,007	1,000	986	972	963

第193期の分配原資(1,030円)
= 当期の収益(23円) + 繰越分(1,007円)

第193期の分配金(30円) = 当期の収益(23円) + 繰越分(7円)
⇒ 翌期への繰越額が7円減少(1,000円)



計理上の数値である翌期繰越分配対象額が、基準価額を上回っている投資信託もありますが、実際に分配できるのは保有資産の範囲内に限られるため、基準価額を超える分配は行なわれません。

分配金以上の収益があれば分配原資は増えていく

「当期の収益」の中身について確認しておきましょう。これは、①配当等収益(債券の利息など)と、②有価証券等売買利益(評価益を含む売買益)で構成されています。分配金を支払ったうえで余った分は「翌期繰越分配対象額」として繰り越されるため、分配金を上回る利息や配当金、売買益などが得られた場合に分配原資は増えていきます。

●当期の収益と翌期繰越分配対象額の内訳

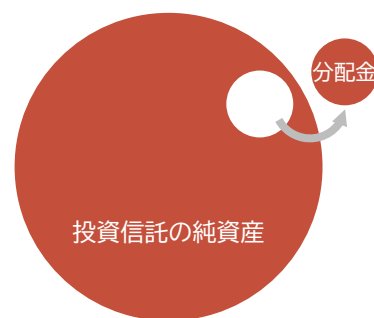
当期の収益	①配当等収益 債券の利息や株式の配当金などのインカム収益から、信託報酬などの経費を除いた金額。
	②有価証券等売買利益(評価益を含む) 債券や株式などの売買益から、信託報酬などの経費を除いた金額。ただし、前期からの繰越欠損金を解消しないと加算できない。
翌期繰越分配対象額	③分配準備積立金 ①配当等収益と②有価証券等売買利益(評価益を含む)のうち、分配金として支払わずに翌期に繰り越した金額。
	④収益調整金 投資信託の追加設定によって口数が増加した際に、口数当たりの分配対象額が希薄化しないように設けられたもの。

保有している投資信託における内訳を確認したい場合には、運用会社のホームページなどに掲載されている「運用報告書(全体版)」をご覧ください。

その中の「損益の状況」には、「分配金の計算過程」という項目があり、そこに決算期間毎の内訳が掲載されています。



●投資信託で分配金が支払われるイメージ



※上記はイメージです。

！「分配金が多い＝お得」ではありません

投資信託の分配金は、純資産(元本)の一部を取り崩して支払われるため、分配金が多いと、その分だけ基準価額は下がります。そして、分配金が支払われるとその金額は投資家の口座に入金され、支払われない場合は、投資信託の中に残り、引き続き運用されます。つまり、分配金額が多いから得をしている、少ないから損をしている、という訳ではないと言えます。

分配原資があっても分配金が支払われるとは限らない

分配原資の水準を踏まえて「もっと分配金を支払わないの?」といったお問い合わせをいただくこともあります。ただ、分配原資は分配金を支払える範囲でしかなく、その中からどの程度を分配金として支払うかは、各投資信託の分配方針に沿って運用会社が決定しています。

投資信託によって異なる分配方針は、それぞれの投資信託の交付目論見書に記載されています。そして、分配原資などを踏まえながら安定的に支払うことを目指すタイプや、基準価額が1万円を超えたら分配原資の範囲内で支払うタイプなどがあります。

●分配方針の記載例

安定分配を目指すタイプ①

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

安定分配を目指さないタイプ①

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

安定分配を目指すタイプ②

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

安定分配を目指さないタイプ②

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

最終的な分配金額は、基準価額の水準や分配金に占める「当期の収益」の割合、分配金を支払うための現金化のタイミングなども加味して決められます。実際の分配金額は決算日当日まで分からないため、前回分から金額が変わると驚かれる方もいらっしゃいますが、前ページにも書いたとおり、分配金の多い少ないはお客様の損得を意味するものではありません。その投資信託の保有を継続するか、あるいは追加購入・売却をするかは、分配金だけでなく、基準価額の動きやその投資信託が扱うテーマや投資対象の成長性などもあわせてご検討ください。



nikko am

コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00~17:00

日興アセットマネジメント